

2016年6月

「東京大学アントレプレナープラザ」における事業化支援企業 募集要項

東京大学産学協創推進本部

1. 東京大学産学協創推進本部の事業化支援

東京大学産学協創推進本部は、本学の研究・教育成果の事業化・実用化を目指した起業・大学発ベンチャーに対するさまざまな支援を行っています。『東京大学知的財産ポリシー』は、「東京大学は、共同出願人、外部TLO等と連携して、東京大学に機関帰属する発明等が広く社会で活用されるよう努力する。（中略）また、知的創作成果を遅滞なく社会へ還元するためのひとつの手段として、起業による発明の事業化も積極的に活用する。起業を支援するために、技術移転関連事業者（注：株式会社東京大学エッジキャピタル）との連携を行う。」としており、起業支援を産学協創推進本部事業の大きな柱の一つとしています。

2007年6月より運営しております「東京大学アントレプレナープラザ」は、東京大学のイニシアチブに基づいて民間企業である(株)成信の建設・運営管理面での支援を受けて実現されたものです。

本施設は、本郷キャンパス内の産学連携プラザに隣接し、本学と関係の深いベンチャー企業が行う事業化活動のために最適な環境を提供する施設です。支援企業には本施設に入居していただき、立地条件を生かし、効率的な支援を行って参ります。

〔「東京大学アントレプレナープラザ」居室概要〕

- ・ 居室数：各フロア5室、計30室（各58㎡）。複数居室の利用も可能（ただし、応募の状況により利用居室数を制限させていただく場合があります）
- ・ 2階と3階の一部は原則としてオフィス利用想定のため、実験設備の設置は不可
- ・ 3階の一部と4階～7階は実験室としての利用も可能（ただし、入居者の費用負担により実験設備整備等が必要）
- ・ バイオサイエンス系の実験については、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査を受けること

※ 居室の詳細等は、別紙『仕様一覧』をご覧ください。

〔支援の内容〕

- ・ ベンチャー企業のための、東京大学アントレプレナープラザ内実験室、事務所スペースの提供
- ・ 東京大学アントレプレナープラザ内共用会議室の提供
- ・ (株)東京大学エッジキャピタルによる事業化支援
- ・ 産学協創推進本部による事業化推進のための相談受付
- ・ 会計、税務、法務等の各種専門家のご紹介
- ・ 人材募集に関する支援
- ・ 投資家や専門家、業務提携見込先等への事業説明会等ネットワーキングの機会の提供

2. 「東京大学アントレプレナープラザの利用条件

東京大学アントレプレナープラザの居室は、東京大学産学協創推進本部による審査委員会によって選考された支援対象企業のみ利用することが可能となります（下記4. 参照）。入居等の契約手続きについては本施設の貸主である㈱成信にお願いしています。

(1) 利用（契約）期間

事業の状況や居室の利用目的を勘案し、個別にご相談させていただきますが、契約期間は最長3年となります。再度審査会での承認を受けた上で、最大二回まで再契約をすることが可能です。

(2) 賃料等（別紙「東京大学アントレプレナープラザ 建物賃貸に関するご案内」をご参照ください）

(3) その他

- ・ 指定された居室について、専有利用が可能です。
- ・ 専有居室における転貸は原則禁止します。
- ・ 損害賠償責任保険（保険金額：5億円）、借家人賠償責任保険（保険金額：3千万円）へのご加入をお願いいたします。
- ・ 使用に当たっては、消防法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令及び環境安全指針等の学内諸規程を遵守していただきます。
- ・ その他、施設の利用に関しましては、産学協創推進本部（下記、7.）へお問い合わせください。

3. 「東京大学アントレプレナープラザ」における支援対象企業

次に掲げる、本学の役員、教職員又は学生等が関与している法人を支援対象としています。支援を希望される企業の中から、下記4. に基づいて東京大学アントレプレナープラザにおける支援企業を選考いたします。

- ① 本学の役員、教職員又は学生等が行った研究・教育成果の実用化、社会還元のために設立された法人であって、設立後10年以内の未上場法人
- ② 本学の役員、教職員が役員兼業する設立後10年以内の未上場法人
- ③ 本学の役員、教職員又は学生等が出資等によって設立に深く関与した法人であって、設立後10年以内の未上場法人
- ④ ㈱東京大学エッジキャピタルが出資する設立後10年以内の未上場法
- ⑤ その他、本学と密接な関係を有する、設立後あるいは新規事業立ち上げ後10年以内の未上場法人

4. 「東京大学アントレプレナープラザ」における支援企業の選考

(1) 募集期間

施設内に空室がある限り、継続的に募集を行います。空室状況については、産学協創推進本部（下記、7.）へお問い合わせください。

(2) 審査委員会

支援企業の選考は、産学協創推進本部と(株)東京大学エッジキャピタルによって構成される審査委員会において行います。

(3) 事業に関わる審査

選考に当たっては、下記の三点を基本軸とし、経営能力や信頼性、事業計画を基にした産業界への影響度や商業的な成功の見込みなどを勘案して総合的に判断します。

- 1) 産学協創推進本部を中心とした東京大学産学協創推進組織（東京大学TLOと東京大学エッジキャピタルを含む）からの支援の必要性が高い事業であること。
- 2) 入居期間の中で、事業化可能性追求の価値を判断できること（契約期間終了時点での、具体的な達成目標を設定できること）。
- 3) 支援企業による事業化推進及びその成功が東京大学への貢献につながること。

① 書類提出

選考のための提出書類は以下のとおりです。書類は、下記7.までご郵送いただくか、直接お持ちください。ご郵送の場合、封筒に朱書きで「事業化支援申請書在中」と記載してください。提出いただいた書類は返却されませんので、あらかじめご了承ください。ご提出いただいた情報は東京大学による事業化支援の対象企業選考および(株)成信との賃貸借契約の締結目的のみに用いるものであり、申請者の同意がある場合を除いて、対外公表することはありません。

- 申請書（本学指定フォーム）
- 事業計画書（本学指定フォーム）
- 施設利用計画書（本学指定フォーム）
- 代表者経歴書及び役員経歴書（本学指定フォーム）
- 氏名、住所、所有株数、所有株比率等を記載した株主名簿（本学指定フォーム）
- 登記簿謄本
- 定款
- （あれば）直近3期分の法人税申告書（税務署の受領印のあるもの）
- （あれば）直近3期分の決算書および勘定明細書
- 直近月の試算表
- （あれば）その他事業の概要が分かるパンフレット等の参考資料

② インタビュー

産学協創推進本部スタッフから、提出書類の内容や現在の状況について直接インタビューさせていただく場合があります。

③ プレゼンテーション

審査委員会において、申請者代表から10～15分程度のプレゼンテーションをお願いいたします。プレゼンテーションにおいて別途資料等を配布する場合には、当日8部ご用意ください。プレゼンテーションには、(株)成信も陪席することがありますので、あらかじめご了承ください。

プレゼンテーションでは、下記の事項をご説明ください。

- 1) 本学とのご関係について
 - 2) 貴社事業の概要について
 - 3) 入居期間中に取り組む内容と達成目標について
- ④ 選定の可否は委員会の決定が下り次第、申請者へ通知いたします。ただし、バイオサイエンス系の実験を希望される企業につきましては、下記4. (4) に従い、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査後に通知いたします。

(4) 実験に関わる審査

バイオサイエンス系の実験につきましては、事業に関わる審査とは別に、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査を受けていただきます。提出書類や審査プロセスは実験内容により異なります。具体的な手続き等については、事業に関わる審査後、個別に対応させていただきます。

(5) 入居手順

審査委員会による決定の通知後、ご提出いただいた資料は、貸主である㈱成信にも提示されます。原則として、契約内容や条件について㈱成信と打ち合わせを行っていただき、㈱成信と契約を締結し、保証金および賃料前払い分の入金の確認後に入居が可能となります。

5. 事業化進捗状況の報告

東京大学アントレプレナープラザの入居者は、原則として三ヶ月に一回、事業の実施状況等を産学協創推進本部に報告していただきます。また、適時、適切な支援を実施するため、事業の実施状況等についてご質問する場合があります。事業の実施状況等に関する情報については、入居者の同意がある場合を除いて、外部に公表することはありません。

6. 応募方法

東京大学アントレプレナープラザにおける事業化支援をご希望、ご関心の方は、産学協創推進本部（下記、7.）までご連絡ください。

7. 本件に関する問合せ先

支援に関するご相談や申請書のご要望、その他ご質問等ありましたら、下記へお問合せください。

東京大学産学協創推進本部

URL: <http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp>

住所：〒113-0033 文京区本郷 7-3-1 東京大学産学連携プラザ

E-mail : eplaza@ducr.u-tokyo.ac.jp

以上